

議案第 38 号

里庄町心身障害者医療費給付条例の一部改正について

里庄町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 6 月 7 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 2 年政令第 369 号）及び国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 99 号）の一部が改正され、令和 3 年 8 月 1 日から施行することとされているが、心身障害者医療費公費負担制度においては、7 月から受給資格の判定に前年所得の額を必要とすることから、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

里庄町心身障害者医療費給付条例（昭和48年里庄町条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和3年7月1日から同月31日までの間における第3条第2項第2号の規定の適用においては、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和2年政令第369号）附則第2条第5項中「令和3年8月」とあるのは「令和3年7月」とし、国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第99号）附則第1条第2号中「令和3年8月1日」とあるのは「令和3年7月1日」とする。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。